

「聖・オリーブの郷」通所リハビリテーション運営規程

1. 運営の方針

- (1) 当事業所では、通所リハビリテーション（介護予防通所リハビリテーション）計画に基づいて、理学療法、作業療法及び言語療法その他必要なリハビリテーションを行い、利用者の心身の機能の維持回復を図り、利用者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう在宅ケアの支援に努める。
- (2) 当事業所では感染症対策委員会を設置し感染症対策の検討及び実施を行い、感染症管理体制の徹底を図る。
- (3) 当事業所では、事故対策委員会を設置し、事故防止対策の検討及び再発防止への対策を行い安全管理体制の徹底を図る。
- (4) 当事業所では、利用者の意思及び人格を尊重し、自傷他害の恐れがある等緊急やむを得ない場合以外、原則として利用者に対し身体拘束を行わない。但し自傷他害の恐れがある等緊急やむを得ない場合は、管理者又は医師が判断し、利用者の行動を制限する行為を行う場合があるが、利用者、身元引受人へその旨説明、相談し記録として残すものとする。
- (5) 当事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じるものとする。
- (6) 当事業所では、介護老人保健施設が地域の中核施設となるべく、居宅介護支援事業者（介護予防支援事業者）、その他保健医療福祉サービス提供者及び関係市区町村と綿密な連携をはかり、利用者が地域において統合的サービス提供を受けることができるよう努める。
- (7) 当事業所では、明るく家庭的雰囲気重視し、利用者が「にこやか」で「個性豊かに」過ごすことができるようサービス提供に努める。
- (8) サービス提供にあたっては、懇切丁寧を旨とし、利用者又はその家族に対して療養上必要な事項について、理解しやすいように指導又は説明を行うとともに利用者の同意を得て実施するよう努める。
- (9) 利用者の個人情報の保護は、個人情報保護法に基づく厚生労働省のガイドラインに則り、当事業所が得た利用者の個人情報については、当事業所での介護サービスの提供にかかる以外の利用は原則的に行わないものとし、外部への情報提供については、必要に応じて利用者またはその身元引受人（代理人）の了解を得ることとする。
- (10) 通所リハビリテーション（介護予防通所リハビリテーション）の提供にあたっては、介護保険法第118条の2第1項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めるものとする。
- (11) 当事業所は以上の運営の方針を達成するため、各部門のスタッフは、課せられた諸課題を積極的に日々研鑽し、よりよい事業所運営ができる職場づくりに努める。

2. 事業所の利用に当たっての留意事項

- (1) 利用中の食事は、特段の事情がない限り事業所の提供する食事を摂取いただくこととする。事業所は通所リハビリテーション計画に基づき、利用者の心身の状態に影響を与える栄養状態の管理をサービス内容としているため、食事内容を管理・決定できる権限を委任いただくこととする。
- (2) 飲酒及び酒類の持ち込みは、厳に禁ずるものとする。
喫煙をする場合は、定められた喫煙所において、当事業所の定める時間等に行う。ライター、煙草は当事業所で管理するものとする。
- (3) 火気の取扱いは、利用中は原則として禁止する。
- (4) 設備・備品の利用について、職員の指示が有る場合は、指示に従うものとする。
- (5) 所持品・備品等の持ち込みは、必要な物に限るものとする。
- (6) 金銭・貴重品の持ち込みは、原則としてその管理を利用者が行うことができる範囲内とする。
- (7) 利用中の受診は緊急時を除き、原則として当事業所の医師の許可なく受診することはできない。
- (8) 利用者の「営利行為、宗教の勧誘、特定の政治活動」は、禁止する。
- (9) 他利用者への迷惑行為は禁止する。

3. 緊急時・事故発生時の対応方法、非常災害対策

利用者に容体の変化等があった場合は医師に連絡する等必要な処置を講ずるほか、ご家族の方に速やかにご連絡致します。
緊急の場合は、当施設の医師がかかりつけ医療機関又は、受け入れ可能な病院を選びますのでご了承をお願いします。

- (1) 利用者の家族等への連絡
事故が発生した場合は、利用者に対し応急処置、医療機関への搬送等の措置を講ずるとともに、速やかに家族等に事故発生状況及び今後の対応等の説明を致します。
- (2) 居宅介護支援事業所への連絡
事故により居宅サービス計画に変更が生じる可能性がある場合は、担当の介護支援専門員に利用者の状況を連絡致します。
- (3) 市町村への報告（保険者への連絡）
事故により利用者の要介護認定に影響する可能性がある場合は、事故の概要を速やかに市町村（保険者）に報告致します。
- (4) 損害賠償等の措置
所定の手続きに従い利用者及び家族と話し合い、必要な損害賠償を行います。
- (5) 防災設備 消火器、スプリンクラー設備、自動火災報知設備、火災通報装置、非常放送設備、誘導灯、非常設備
- (6) 防災訓練 避難誘導訓練・通報訓練・総合避難訓練

4. 協力医療機関等

- (1) 済生会福島総合病院
- (2) 八子医院
- (3) 福島南循環器科病院
- (4) 北福島医療センター
- (5) 保原中央クリニック
- (6) 中野病クリニック
- (7) 大原総合病院
- (8) 福島西部病院

5. 利用者からの苦情に対する処置

- (1) 目的
 利用者が事業所のサービスに関し、苦情・要望等の申出があった場合、速やかに苦情対応委員会に報告し、委員会は協議・改善を行い、その結果を利用者及び家族に報告することにより、常により良いサービスを提供する事を目的とする。
- (2) 担当窓口（利用者からの相談・苦情等に対する窓口）
- | | | | | |
|-----------|--------------|-------|---------------|--|
| ① 電話番号 | 024-536-5000 | | | |
| ② 受付担当者 | 支援相談員 | 朽木 研輔 | 大槻 理花子 | |
| ③ 苦情解決責任者 | 事務長 | 半澤 和幸 | | |
| ④ 第三者委員 | 創世福祉事業団評議員 | 石原 寿晃 | 080-9655-3661 | |
| | // | 大内 滋 | 080-7641-6554 | |
- ⑤ 受付時間 午前9時～午後5時(第三者委員は土・日・祝日を除く)
- (3) 受付及び対応体制・手順
- 利用者からの苦情・要望等の申出。
 - 受付担当者は、苦情受付書に記載する。
 - 受付担当者は、申出の内容事実確認を行う。
 - 解決責任者は、苦情対応委員会に報告を行う。
 - 苦情対応委員会は、申出を十分協議し、適切な対応をとる。
 - 解決責任者は、委員会の対応について速やかに利用者及び家族に報告しなければならない。

⑥ その他苦情相談窓口

◎福島市介護保険課
 TEL024-525-6587

◎福島県運営適正化委員会
 TEL024-523-2943

◎福島県国民健康保険団体連合会介護サービス苦情相談窓口
 TEL024-528-0040

利用料金表

■基本利用料 介護報酬告示上の額に各利用者の介護保険負担割合証に記載された負担割合を乗じた額とする。

基本利用料（1）	1月あたり		1日あたり				
区分	要支援1	要支援2	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
通所リハビリテーション	2,268円/月	4,228円/月	762円	903円	1,046円	1,215円	1,379円
サービス提供体制強化加算Ⅱ	72円/月	144円/月			18円		
介護職員等処遇改善加算Ⅰ	8.6%（当該月の介護保険個人負担分合計金額の8.6%）						
入浴介助加算Ⅰ	-		40円				
短期集中個別リハビリテーション実施加算	-		110円（退院日等から3月以内）				
重度療養加算	-		100円（要介護3・4・5）				
退院時共同指導加算	-		600円/回				

基本利用料（2）	1日あたり	
区分	金額	備考
食費（昼食）	650円/日	利用分 非課税
日用消耗品費	限度額 70円/日	日数分 非課税
教養娯楽費	限度額 70円/日	日数分 非課税

希望による口腔清拭用具、衛生用品等の費用。詳細は、重要事項説明書をご参照ください。

希望によるレクリエーション材料、娯楽用品などの費用。詳細は、重要事項説明書をご参照ください。

■加算料金

費用	金額	月額換算	税区分	備考
おむつ利用	パンツタイプ(大)	150円	利用分	利用者の状態により、使用するおむつが異なります。施設へのおむつの持込みも可能です。
	パンツタイプ(小)	120円		
	尿とりパット(大)	40円	※実使用枚数で計算・処理料を含みます。	
	尿とりパット(小)	30円		

《営業日・営業時間》

- ・祝祭日を含む。毎週月曜日から金曜日(年末年始の一部を除く)
- ・営業時間は午前9時から午後5時
- ・サービス提供時間は午前10時から午後4時10分

《通常の事業実施地域》

福島市内

事業所の職員体制・職務内容

	員数	令和6年8月1日 現在 職務内容
・ 管理者(医師)	1人	総括管理及び指導、利用者に対する医学的管理
・ 医師	1人(管理者兼務)	利用者に対する医学的管理
・ 理学療法士		
・ 作業療法士	2人以上 入所兼務	リハビリテーション計画作成と機能訓練
・ 言語聴覚士		
・ 支援相談員	1人以上(入所兼務)	通所リハビリテーション計画に基づく看護を行う
・ 介護職員	2人以上	通所リハビリテーション計画に基づく介護を行う
・ 管理栄養士	1人以上	利用者や家族に対する栄養指導
・ 調理職員	1人以上	食事の調理給食を実施
・ 営繕管理職員	1人以上	食事の調理給食を実施

* 通所定員 15名

サービス内容

- ① 通所リハビリテーション計画の立案
- ② 食事
- ③ 入浴

（利用者の身体の状態により清拭等となる場合、又は入浴中止となる場合があります。）

- ④ 医学的管理・看護
- ⑤ 介護
- ⑥ 機能訓練（リハビリテーション、レクリエーション）
- ⑦ 相談援助サービス
- ⑧ 行政手続代行
- ⑨ その他

*これらサービスの中に、利用者の方から基本料金とは別に利用料金をいただくものもありますので、具体的にご相談ください。